労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十六条の十七　法第二十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	**第四十六条の十七**　法第二十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一～九　（略） （新設）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　10	労災保険法施行規則　第46条の17第10号の事業	1000分の３
特　11	労災保険法施行規則　第46条の18第１号ロの作業	1000分の３
特　12	労災保険法施行規則　第46条の18第２号イの作業	1000分の３
特　13	労災保険法施行規則　第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の15
特　14	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
特　15	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ニの作業	1000分の17
特　16	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ホの作業	1000分の３

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
特　10	労災保険法施行規則　第46条の18第１号ロの作業	1000分の３
特　11	労災保険法施行規則　第46条の18第２号イの作業	1000分の３
特　12	労災保険法施行規則　第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の15
特　13	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
特　14	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ニの作業	1000分の17
特　15	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ホの作業	1000分の３